

南会津町林道施設長寿命化計画

(個別施設計画)

計画期間

自 令和元年度

至 令和10年度

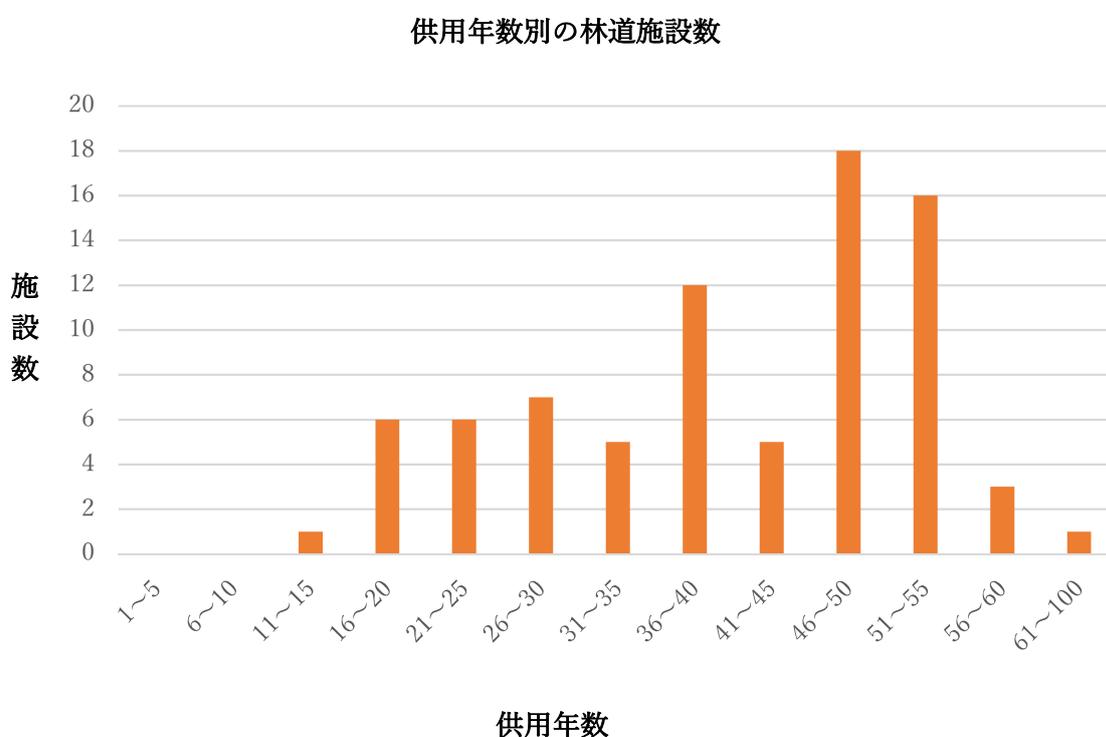
南会津町役場

令和元年 9 月

1 基本的事項

当町における林道施設は林道橋80施設である。昭和8年から平成16年までに建設されており、供用年数別の林道施設数は下図の通りである。

財務省令「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和43年3月31日大蔵省令第15号）」によると橋梁の耐用年数は60年であり、建設年度が最も古い小塩沢線「1号橋」においては供用年数が86年であり、耐用年数を経過する林道施設がすでに出現している事となる。現段階から林道施設の現状を個別に把握するとともに、現状を踏まえた施設毎の維持管理・更新等を実施する持続可能なメンテナンスサイクルを構築する事によって、林道施設維持管理費用の縮減及び平準化を図る事が重要である。



本計画は予防保全型維持管理の考え方を導入し、持続可能なメンテナンスサイクル構築に向けた取組を進めるために策定するものである。

2 対象施設

本計画の対象とする施設は別紙のとおり。

3 計画期間

本計画における施設毎の計画期間は別紙のとおり。

4 施設の優先度

本計画における施設毎の優先度は別紙のとおり。

5 施設の状態等

全ての林道施設において平成25年度に近接目視による点検を実施している。また、5年に1度は点検・診断を実施し、定期的に施設ごとの状態を把握する事とする。

6 対策内容と実施時期

上記「施設の優先度」及び「施設の状態等」を踏まえ、施設毎に講じる対策の内容及び実施の時期について別紙のとおり計画する。

7 対策費用

個別施設毎の対策費用の概算については別紙のとおり。尚、この金額は計画策定時点における概算であり、具体の工事発注時における詳細な設計や社会情勢の変化等により、金額に変動が生じる場合がある。